

施設利用料保証サービス「えんがわ」

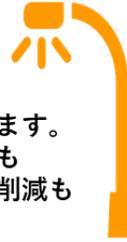
株式会社カワイコーポレーション





シニアに関わる人達の「あったらいいな」をカタチに

| 身元保証 | 施設利用料保証 |
|---|---|
| <p>シニア専門の身元保証サービスです。 審査→保証→施設入居→入院、手術の際の同意をすべて行います。</p> <p>何かトラブルの際に身元引受人としてご対応致します。</p>  | <p>介護施設に関わる費用を保証するサービスです。 審査→保証→代位弁済→施設退去までの対応をすべて行います。</p>  <p>連帯保証人いない方や施設費用を払ってもらえるか不安など施設がお金に関わる問題を解決するサービスです。</p> |

| 介護マネー | 福祉用具のレンタル・販売 | 介護施設運営 | 新電力 |
|---|--|--|---|
| <p>カード決済システムを利用した介護施設向けに特化した業界初のキャッシュレスサービスです。</p> <p>預かり金など「金銭管理」から「集金業務」までのリスクと業務負担を大幅に軽減し、金銭トラブルから施設を守ります。</p> <p>また余計な業務がなくなる事で生産性が向上します。</p>  | <p>レンタル：介護保険の適用やGPS付徘徊感知器など一般向けの商品も取り扱っています。また紛失補償や電動車いす保険などで利用者を手厚くカバーしています。</p> <p>販売：杖1本、オムツ一袋から販売介護保険を適用した販売も行っています。</p>  <p>専門相談員による確かな知識で介助量の軽減や自立をサポートします。</p> | <p>生活保護の認知症高齢者は特養しか入れませんが待機者が全国で約40万人います。その反面、古い文化住宅や企業の寮は入居者不足で空いています。</p> <p>その空いている建物をリノベーションして認知症の方々に住んでいただく。お互いに助け合い生きてもらう為のサポートに介護ヘルパーに来てもらう。これを認知症シェアハウスとして事業化しました。</p>  | <p>コスト削減サービスです。高圧電力・低圧電力いずれの場合でも利用状況に応じ適切な「新電力会社」をご紹介します。</p> <p>マイナス報酬基調における介護施設運営は様々な企業努力が必要となります。運営における光熱費、なかでも毎日常時利用している電気代削減もその一つです。</p>  |



身元引受人

ご本人に何かあった時の連絡や身元の引き受けなど、
ご家族もしくはご家族のようなことをする人

連帯保証人 ←「えんがわ」はこちらのサービスになります。

何かしらの理由などで、万が一施設利用料などの支払いが
できなかった時に本人に代わって支払いの責任を背負う人



施設利用料保証サービス

施設への支払いに滞納があった場合、弊社が入居者の代わりに滞納分を立替えます。

※弊社で立て替えた料金については、後日入居者様へご請求させていただきます。



えんがわ 料金①



保証範囲(特養、老健、グループホーム)

税別価格の表記になっています

| | |
|------------|--|
| 保証委託料 | 初回保証料 年間20,000円 更新保証料 年間20,000円 * 月額払いの場合は1ヶ月2,000円 |
| 保証内容 | ・介護サービス利用料のうち法で定める自己負担分 ・介護保険対象外サービス利用料* 入居している施設への支払い分に限る (居住費・食費・おむつ代等実費負担分) * 施設様が契約者様の代わりに立替を行った場合保証は出来ません。 |
| 保証限度額 | ・保証内容の8ヶ月分 (最大100万まで) |
| 代位弁済スケジュール | 毎月10日までに滞納のご報告。滞納確定した翌月末日に着金。 |



保証範囲(有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅)

税別価格の表記になっています

| | |
|------------|---|
| 保証委託料 | <p>①初年度保証料20,000円 2年目以降20,000円 月額払いの場合2,000円/月毎</p> <p>②初年度保証料38,000円 2年目以降30,000円/年毎 月額払いの場合3,500円/月毎</p> <p>③初年度保証料70,000円 2年目以降45,000円/年毎 月額払いの場合6,500円/月毎</p> <p>④初年度保証料100,000円 2年目以降48,000円/年毎 月額払いの場合9,500円/月毎</p> |
| 保証内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・家賃及び管理費や共益費 ・安否確認・生活相談サービス利用料 ・その他サービス（食事、配給、家事代行等）利用料 ・介護保険サービス自己負担分（特定施設のみ） ・食費や光熱費 ・当該施設が実施するサービスに対するサービス利用料 <p>* 施設様が契約者様の代わりに立替を行った場合保証は出来ません。</p> |
| 保証限度額 | <p>① 5ヶ月（最大500,000円まで） ② 7ヶ月（最大1,000,000円まで）</p> <p>③ 9ヶ月（最大1,700,000円まで） ④ 12ヶ月（最大2,500,000円まで）</p> |
| 代位弁済スケジュール | <p>毎月10日までに滞納のご報告。滞納確定した翌月末日に着金。</p> |

3通りの契約方法が可能です。



①事前に弊社と施設様で契約する場合

➡8ページへ

②入居契約毎に差出書を施設様へご提出

➡9ページへ

③入居契約時に連帯保証人の署名が必要な場合

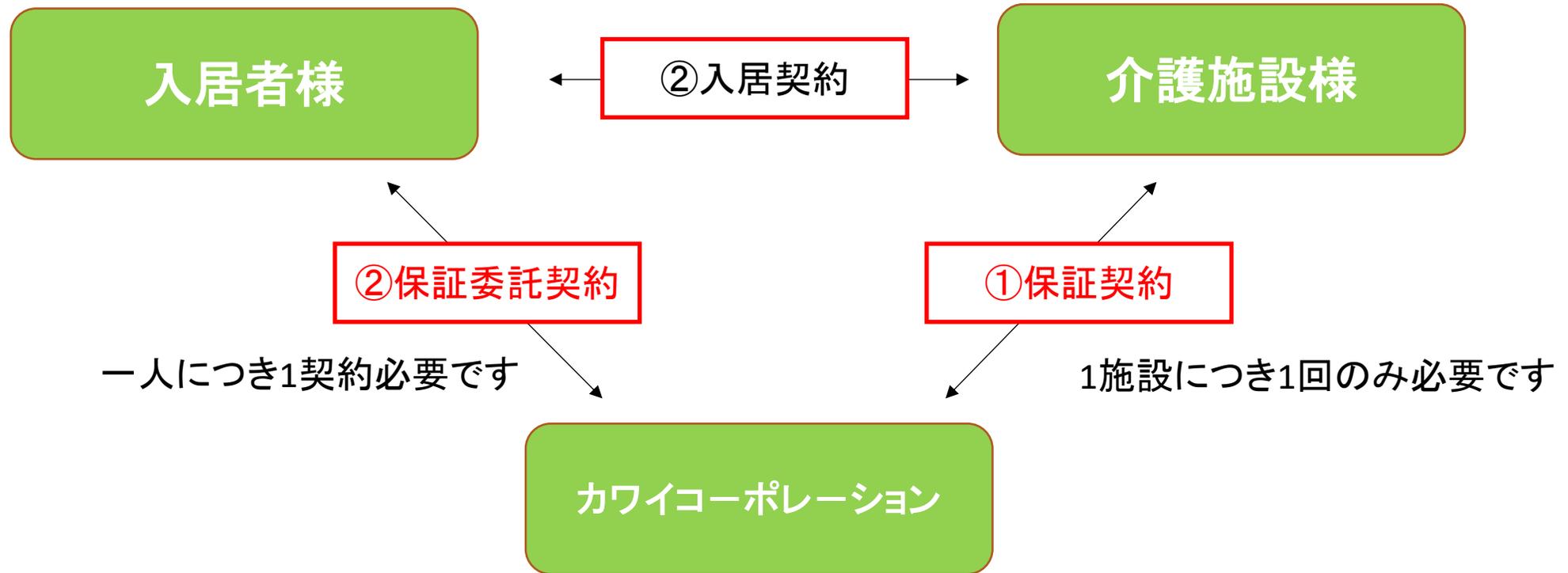
➡10ページへ



①事前に弊社と施設様で契約する場合



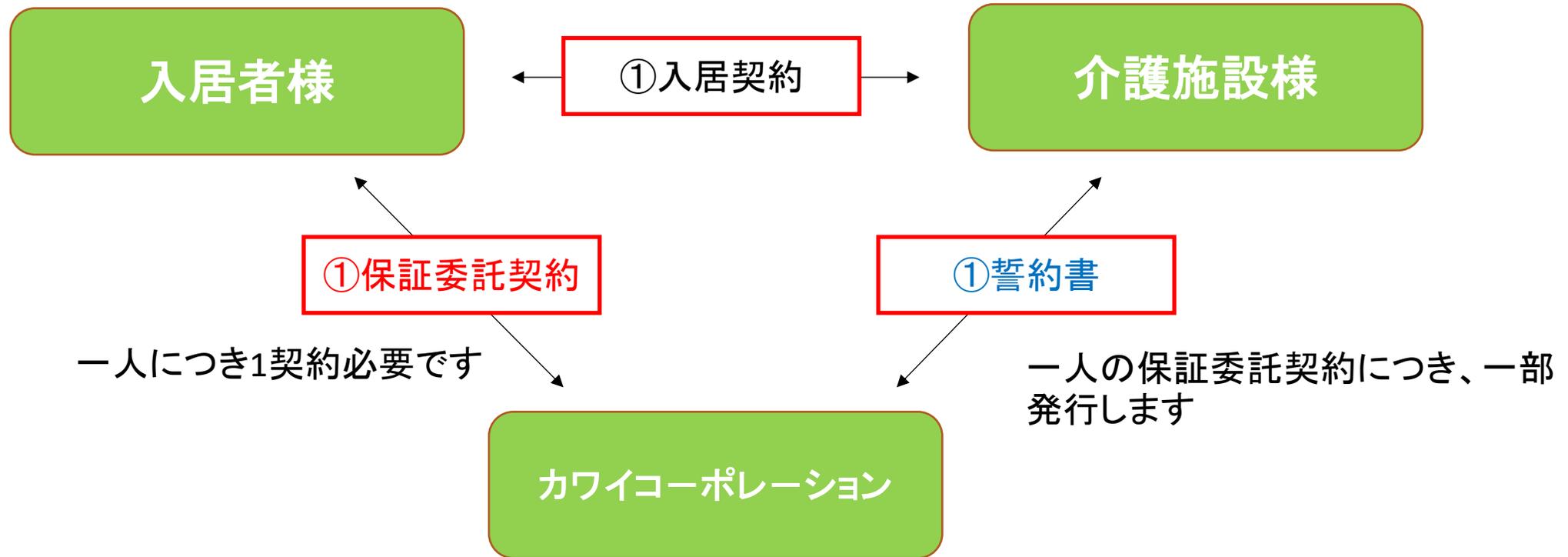
弊社と施設様で事前に**保証契約**を結び、弊社と入居者様で**保証委託契約**を結ぶ形になります。 ※施設様の費用負担はありません



②入居契約毎に差出書を施設様へご提出



施設様と事前のご契約がない場合は、入居時に弊社と入居者様で**保証委託契約**を結び、施設様へ委託された内容に基づく**誓約書**をご提出します。

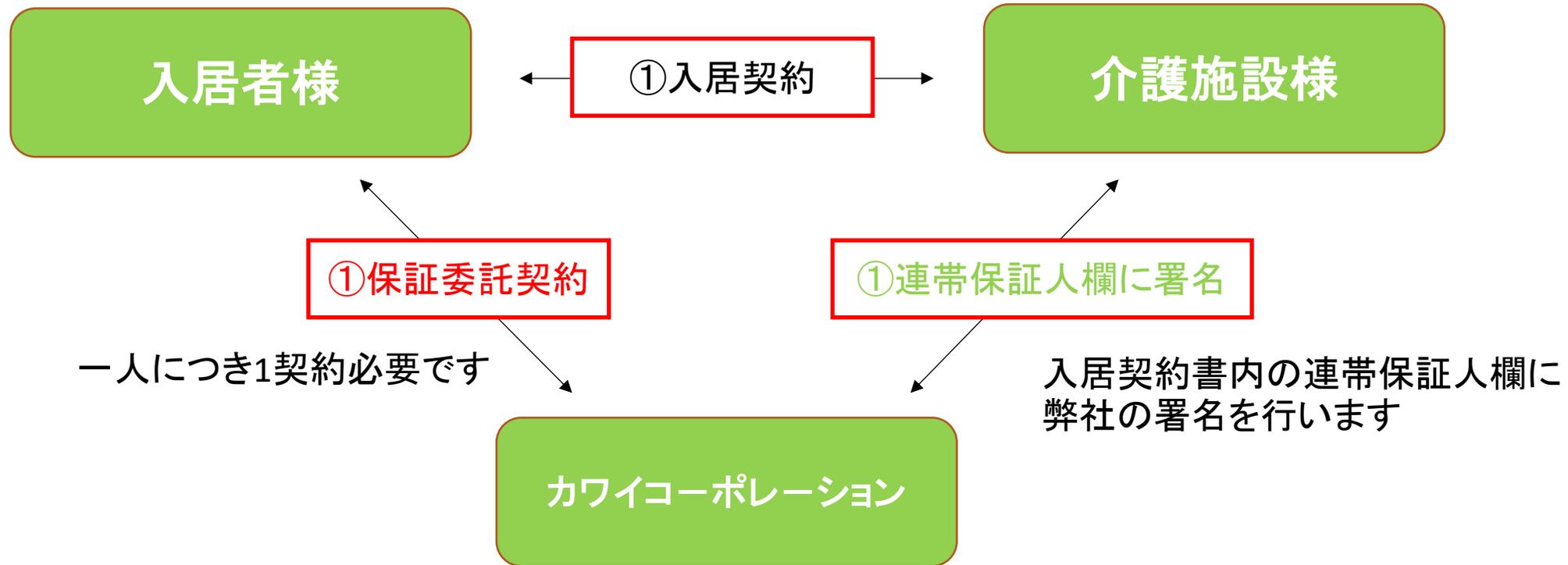


※施設様には事前に「えんがわ」へのご理解とご了承が必要になります。

③ 入居契約時に連帯保証人の署名が必要な場合



施設様と事前のご契約がなく、入居契約時に連帯保証人の署名が必要な場合は、入居時に弊社と入居者様で**保証委託契約**を結び、弊社にて**連帯保証人欄**に署名いたします。



※施設様には事前に「えんがわ」へのご理解とご了承が必要になります。

サービス開始まで



① 審査申込

弊社指定の申込み用紙を弊社へご提出ください。

② 与信審査

弊社規定により入居者様の審査を行います。

③ 審査結果通知

審査結果を申込者へ通知します。審査には二営業日が目安です。(内容によっては数日を要する場合があります)

④ 保証委託契約

入居者様と保証委託契約を行います。地域によっては郵送にて行います。

⑤ サービス開始





死後事務委任サービス

提携先の「一般社団法人つむぐ」が提供する
死後事務委任サービスをご紹介します。

葬儀や相続など死後の不安を解決できます。

その他サービス

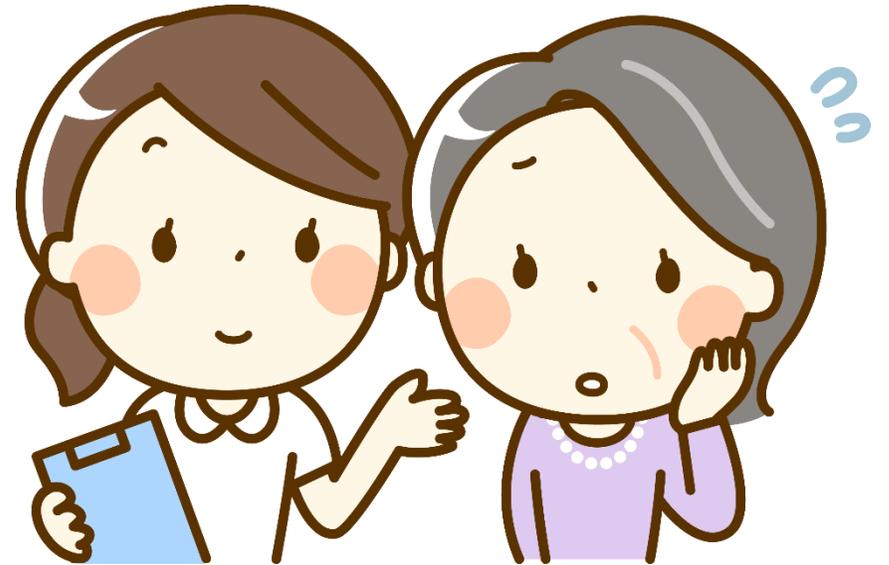
認知症などにより後見人が必要な場合や
入居前のご自宅のお片付けなど

各種必要なサービスがあれば協力会社をご紹介します。

こんな方におすすめです



- ① 独り身で支援者がいない
- ② 支援者はいるが、諸事情がある
- ③ お金にあまり余裕がない



資料1：民法改正(2020年4月～)



法務省民事局参事官室 資料より <http://www.moj.go.jp/>

極度額（上限額）の定めのない個人の根保証契約は無効

個人（会社などの法人は含まれません）が保証人になる根保証契約については、保証人が支払の責任を負う金額の上限となる「極度額」を定めなければ、保証契約は無効となります。この極度額は書面等により当事者間の合意で定める必要があります。

極度額は、「〇〇円」などと明瞭に定めなければなりません。

※「根保証契約」とは、一定の範囲に属する不特定の債務について保証する契約をいいます。例えば、保証人となる時点では、現実にとりだだけの債務が発生するのかがはっきりしないなど、とりだだけの金額の債務を保証するのかが分からないケースをいいます。